

平成29年6月30日

平成29年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成29年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）平成28年度の契約状況

表1のとおり、契約件数は1,863件、契約金額は約320.0億円である。うち競争性のある契約は、1,487件（79.8%）、約282.1億円（88.2%）、競争性のない随意契約は376件（20.2%）、約37.9億円（11.8%）となっている。

平成27年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は43件減少しており、金額は約1.3億円減少している（件数は10.3%の減、金額は3.3%の減）が、主な要因としては、件数、金額とも、地方組織の一元化に伴う事務所・駐車場等の借上の解消によるものである。

表1 平成28年度の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の調達全体像（単位：件、億円）

	平成27年度		平成28年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.5%) 1,514	(87.0%) 291.5	(75.8%) 1,412	(86.8%) 277.6	(△6.7%) △ 102	(△4.8%) △ 13.9
企画競争・公募	(2.3%) 47	(1.3%) 4.2	(4.0%) 75	(1.4%) 4.5	(59.6%) 28	(7.1%) 0.3
競争性のある契約(小計)	(78.8%) 1,561	(88.3%) 295.7	(79.8%) 1,487	(88.2%) 282.1	(△4.7%) △ 74	(△4.6%) △ 13.6
競争性のない随意契約	(21.2%) 419	(11.7%) 39.2	(20.2%) 376	(11.8%) 37.9	(△10.3%) △ 43	(△3.3%) △ 1.3
合計	(100.0%) 1,980	(100.0%) 334.9	(100.0%) 1,863	(100.0%) 320.0	(△5.9%) △ 117	(△4.4%) △ 14.9

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減の（ ）書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

(2) 平成28年度の一者応札・応募の状況

表2のとおり契約件数は279件（18.8%）、契約金額は約156.6億円（55.5%）である。

平成27年度と比較して、一者応札・応募の件数は3件増加しており、金額は15.4億円増加している（件数は1.1%の増、金額は10.9%の増）が、主な要因としては、件数については訓練用機器の購入、金額については雇用促進住宅管理運営業務（総合サービス業務）が一者応札・応募となったことによるものである。

表2 平成28年度の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の一者応札・応募状況（単位：件、億円）

		平成27年度		平成28年度		比較増△減	
2者以上	件数	1,285	(82.3%)	1,208	(81.2%)	△ 77	(△6.0%)
	金額	154.5	(52.2%)	125.5	(44.5%)	△ 29.0	(△18.8%)
1者以下	件数	276	(17.7%)	279	(18.8%)	3	(1.1%)
	金額	141.2	(47.8%)	156.6	(55.5%)	15.4	(10.9%)
合計	件数	1,561	(100%)	1,487	(100%)	△ 74	(△4.7%)
	金額	295.7	(100%)	282.1	(100%)	△ 13.6	(△4.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のある契約のうち一者応札・応募となった調達改善に努めることとする。

(1) 競争性のある契約の調達

平成28年度において、一者応札・応募の改善のために、二か年連続一者応札・応募となった案件について、要因の把握・分析を行い「改善の余地があるもの」と「改善が困難と思料されるもの」に分類し、「改善の余地があるもの」について特に重点的に取り組むこととし、本部において事前点検を実施し、調達時期の早期化、履行期間の十分な確保、業者の新規開拓などの必要な改善措置を講じたところである。

これらの取組により、除雪作業2件、施設現況調査1件において一者応札・応募の改善が図られたところである。

平成29年度においても、二か年連続一者応札・応募となった案件のうち、「改善の余地があるもの」について、要因の把握・分析を行い、調達時期の早期化、十分な履行期間の確保及び業者の新規開拓等の改善措置を講じていくこととする。

また、平成28年度に一者応札等となった案件のうち最も件数割合が高かったのは訓練用機器の購入で32.6%（91/279件）であったことから、訓練用機器の購入について、計画的な調達に取り組み、重点的に一者応札等の改善を図ることとする。

【競争性のある調達について、平成29年度調達のうち一者応札・応募の件数を機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度の一者応札・応募件数の割合（19.0%）と比較して低減を図る。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

随意契約を締結することになる案件については、契約相手方が明らかに一に限定されている随意契約を除き、事前（当該調達に係る計画を作成した時点）に機構本部内に設置された検証チーム「随意契約検証チーム」（検証チームの主査は本部契約第一課長）において、機構本部及び各支部等の調達を要求する部署等（以下「調達原課等」という。）から提出された随意契約協議書（随意契約によらざるを得ない理由を記載したもの）を、機構の会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性などの観点から、随意契約協議書の内容が適切であるか厳正なチェックのもと点検を実施し、随意契約検証チームの承認を得なければ、調達手続を開始できない仕組みとしている。

平成28年度においては55件を事前点検し、すべて随意契約として止むを得ないものと確認した。

また、随意契約事前協議の対象となる調達について、より適正な価格での調達となるよう見積内容を精査するなどし価格交渉の検討を行い、一部の調達（55件のうち22件）においては、試行的に価格交渉を実施し、4件については、13.5百万円の削減効果が得られた。

平成29年度においては、随意契約に関する内部統制に資するため随意契約検証チームによる事前点検を引き続き実施するとともに、契約相手方が明らかに一に限定される随意契約を除く随意契約事前協議対象となる調達については、事前に随意契約が適切であるかの確認及び価格交渉を行うこととする。

また、試行的に価格交渉を実施した結果、見積金額における費用毎の積算構造を把握することが重要であることがわかったことから、原則として契約時に積算内訳書の提出を義務づけるなどし費用毎の積算構造の把握に努めることとする。

【随意契約検証チームによる事前点検の件数（随意契約検証チームによる点検を実施したか。）】

（2）適正な契約手続のための取組

当機構では、契約事務担当者向けに、「自主点検マニュアル」を作成の上、調達案件ごとに自主点検シートにより調達手続開始前及び調達手続の節目毎（予定価格作成時、入札執行時）に事後の点検を行い、調達手続きに誤りのないよう契約事務担当者自らの自己点検を実施している。

また、調達案件ごとに委員長（契約締結権限を有する者）、調達原課の長、調達手続を実施する課の長から構成される「入札・契約手続運営委員会」を設置の上、競争参加資格の設定及び競争参加資格の有無、見積相手方の妥当性、一者応札・応募となった場合の改善策などを調査・審議の上、調達手続における法人内部の内部統制の強化に資することとしている。

平成28年度においては、自主点検マニュアルにおいて定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出（20支部等）し、その内容を本部で確認した。その結果、適正な調達事務の推進が図られた。

なお、抽出した案件については、概ね適正であったが、改善指導を行った点もあることから引き続き契約手続の一層の適正化を図るために継続的かつ計画的に抽出点検を実施する必要があると思料される。

平成29年度においても、契約手続の一層の適正化を推進するため、自主点検マニュアルに定められた事項を確認するために、各支部等における調達予定案件の中から本部において一部の案件（20支部等）を抽出し、その内容の確認を実施していくこととする。

【自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を実施する。】

4. 自己評価の実施

計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣の評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定、策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制の構成や役割等（調達等合理化検討会等）

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

【調達合理化検討会】

総括責任者	経理担当理事
副総括責任者	経理部長
メンバー	契約第一課長、契約第二課長

また、随意契約の点検を迅速に行うことができるよう調達原課等から事前に機構本部契約第一課あてに随意契約に拠らざるを得ない理由を記載した「随意契約協議書」により協議を行い、本部において契約第一課長を主査とする随意契約検証チームを設置の上、当該チームによりこの内容が適切であるか厳正なチェックのもと、随意契約検証チームの承認を得なければ調達手続を開始できない仕組みとする。

【随意契約検証チーム】

主査	契約第一課長
副査	契約第一課長補佐
チームメンバー	契約第一課総括係長
	契約第一課工事契約係長

契約第二課契約第一係長

契約第二課契約第二係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、調達等合理化検討会が策定した計画及び計画の自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約、2カ年連続一者応札・応募案件、一者応札・応募案件となったもの）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

計画及び計画の自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行うものとする。

平成28年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画の自己評価結果
(評価対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成28年6月30日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

①調達等合理化計画で記載した事項	②実施した取組内容	③取組の効果	④実施において明らかとなった課題等		⑤今後の対応
				目標の達成状況	
1. 重点的に取り組む分野 (1)競争性のある契約の調達 ○二か年連続一者応札・応募となった案件について、「改善の余地があるもの」と「改善が困難と見られるもの」に分類し、「改善の余地がある」と見られるものについて、特に重点的に取り組み一者応札・応募の改善を図っていく必要があり、具体的には、一者応札・応募が連続している事案については、次回調達前に本部において事前点検を実施の上、必要な改善措置を講じていくこととする。 【評価指標:競争性のある調達について、平成28年度の調達のうち一者応札・応募の件数を目標の第3期中期計画の初年度である平成25年度の一者・応札件数の割合(19.0%)と比較して低減を図る。】	○一者応札・応募が連続している事案については、本部において事前点検を実施し、調達時期の早期化、充分な履行期間の確保、業者の新規開拓などの必要な改善措置を講じた。	○二か年連続一者応札・応募となった案件のうち除算作業2件、施設現況調査1件において、一者応札・応募の改善が図られたこと。	○平成28年度に一者応札等となった案件のうち二か年連続一者応札・応募となった案件については、14.3%(40/279件)、「改善の余地があるもの」は、4.7%(13/279件)であったこと。 なお、二か年連続一者応札・応募とはならなかったが、平成28年度に一者応札等となった案件のうち最も件数割合が高かったのは訓練用機器の購入で、32.6%(91/279件)であったこと。	○平成28年度の一者応札・応募の件数の割合は、18.8%(279/1,487件)となり目標を0.2ポイント下回り達成したこと。	○一者応札・応募件数の割合19.0%以下となるよう取り組む。 二か年連続一者応札・応募となった案件については、引き続き「改善の余地があるもの」について調達時期の早期化、充分な履行期間の確保、業者の新規開拓等に取り組む。 平成28年度に一者応札等となった案件のうち最も件数割合が高かった訓練用機器の購入について、計画的な調達の取り組みを実施し、重点的に一者応札等の改善を図ることとする。
2. 調達に関するガバナンスの徹底 (1)随意契約に関する内部統制の確立 ○随意契約を締結することとなる案件であって、契約相手方が明らかに一に限定されている随意契約を除き、随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構本部内に設置された随意契約検証チームにおいて、引き続き事前点検を実施する。 ○より適正な価格での調達となるように見積内容を精査するなどし、価格交渉の検討を行うこととする。 【評価指標:随意契約検証チームによる点検を実施したか。】	○随意契約検証チームにより機構の会計規程における「随意契約によることのできる事由」との整合性などの観点から、随意契約協議書の内容が適切であるか事前点検を実施した。 ○契約相手方が明らかに一に限定される随意契約を除く随意契約事前協議の対象となる調達について、より適正な価格での調達となるよう見積内容を精査するなどし価格交渉の検討を行い、一部の調達においては、試行的に価格交渉を実施した。	○今回点検した55件は、すべて適正であると認められた。 ○試行的に価格交渉を実施した結果、一部調達において当初見積額から削減効果(13.5百万円)があったこと。	○随意契約に関する内部統制に資するため、今後も随意契約検証チームによる事前点検の取組が引き続き重要であること。 ○価格交渉を行う際、見積金額における費用毎の積算構造を把握することが重要であることがわかった。	○平成28年度の随意契約検証チームによる点検件数は、55件実施した。その内訳は以下のとおりであること。 随意契約検証チームによる点検件数合計55件 【内訳】 平成28年度契約分 45件 平成29年度契約 予定分 10件 ○価格交渉の検討を行い、一部の調達においては、試行的に価格交渉を実施した。 価格交渉を実施した22件のうち4件について当初見積額から4件合計で、13.5百万円の削減効果が得られた。	○随意契約に関する内部統制に資するため随意契約検証チームによる事前点検を引き続き実施する。 ○随意契約事前協議対象となる調達については、価格交渉を行うこととする。 また見積金額における費用毎の積算構造の把握に努めるため原則として契約時に積算内訳書の提出の義務づけなどを行う。
(2)適正な契約手続きのための取組 自主点検マニュアルにおいて定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を行ったか。 【評価指標:自主点検マニュアルにおいて定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を実施したか。】	○自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出(20支部等)し、その内容を本部で確認した。	○適正な調達事務の推進が図られた。	○抽出した案件については、概ね適正であったが、改善指導を行った点もあることから引き続き契約手続の一層の適正化を図るために継続的かつ計画的に抽出点検を実施する必要があること。	○平成28年度に抽出した契約は20支部等であり、該当調達に係る点検結果は、全て適正であったこと。	○契約手続の一層の適正化を推進するため、自主点検マニュアルに定められた事項を確認するために、各支部等における調達予定案件の中から本部において一部を抽出し、その内容の確認を実施していくこととする。(20支部等)

